

中国電力株式会社に対する意見（案）

島根原子力発電所2号機について、鳥取県、米子市及び境港市は、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第6条第2項に基づき回答した令和4年3月25日付第202100325587号、防起第3219号-1及び受境自第41-1号に基づき、島根原子力発電所2号機の安全確保について下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、貴社におかれては、島根原子力発電所2号機の稼働に当たり、能登半島地震等の教訓等の知見も踏まえて、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し不断に安全を追求し続けることが不可欠であることを深く自覚されますとともに、鳥取県、米子市及び境港市としても、地域住民の安全を確保するため引き続き監視及び確認を続けることとし、今後とも専門家の意見を踏まえ協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくので、その意見等に則り安全対策を遺漏なく完遂されますよう、併せて申し入れます。

記

- 1 宍道断層と鳥取沖西部断層との連動の可能性判断を含む地震・津波等の対策のあり方については、令和6年能登半島地震の知見をはじめ最新の科学的知見を収集し、見直す必要がある際には速やかに更なる安全対策を講じる等適切に対処すること。
- 2 島根原子力発電所2号機の運用は、長期間停止していた上、重要な施設・設備が増設されていることから、安全を第一義とし、施設・設備の整備だけでなく、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の面においても充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、安全な運用体制を確立すること。
- 3 現在実施している使用前事業者検査等の所要の法令上の手続きを真摯に実施し、鳥取県、米子市及び境港市にその状況について報告すること。併せて、燃料装荷及び原子炉起動の際には当方の職員に立ち合わせるなど、周辺地域も含む監視の下慎重に運用すること。
- 4 原子力発電所に対する武力攻撃及びサイバー攻撃については、警察や海上保安庁等関係機関と緊密な連携を図り、ハード面・ソフト面の両面にわたり万全な対策を講じること。
- 5 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し水産資源等への影響を回避するとともに、風評被害も含め万全の対策を講じること。
- 6 地震による液状化や津波なども含め、複合災害時においても円滑な避難が実施できるよう、継続的な財源措置や福祉車両、輸送人員の提供など、避難の実効性が向上するよう所要の措置を講じること。併せて、屋内退避や段階的避難の手順や有効性等についても、住民への周知・説明を徹底すること。
- 7 島根原子力発電所2号機でプルサーマル燃料装荷についての実施を検討する際には、安全協定の趣旨に則り鳥取県、米子市及び境港市に協議し、専門家を交えた議論や地域の意見を仰ぐなど、立地地域と同じように信義誠実を旨とした対応を行うこと。
- 8 稼働によって発生する使用済燃料の搬出等が適切に実施されるよう、国と連携をとりながら責任をもって対処すること。
- 9 安定ヨウ素剤の配布について、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。
- 10 島根原子力発電所で火災が相次いでいるのは遺憾であり、徹底した原因究明と再発防止対策を求めるとともに、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと。